

(令和7年9月16日改訂)

事務処理フロー図

作成部署 多摩建築指導事務所建築指導第一課・第二課・第三課

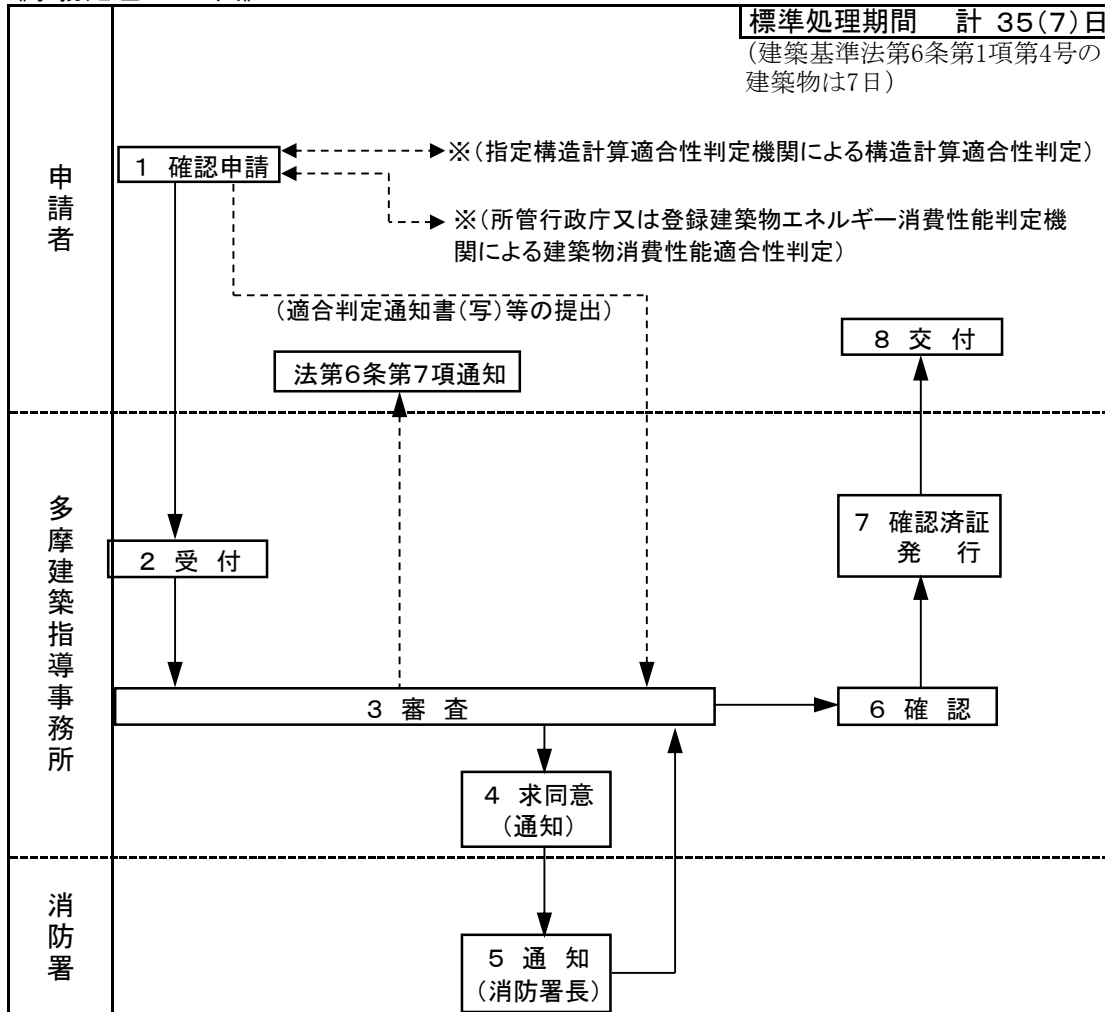
電話 建築指導第一課 042(548)2058

建築指導第二課 042(313)3382・3384

建築指導第三課 0428(23)3423

事務名 建築基準法／建築基準法に基づく確認申請

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	確認申請	申請者は、受付窓口(多摩建築指導事務所)に申請書を提出し、申請手数料を納付します。
※		一定規模以上等の建築物の新築・増改築の際には、構造計算適合性判定、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受け、適合判定通知書の写し等を建築主事に提出します。
2	申請受付	提出された申請書について形式審査を行い、適正であれば手数料を徴収の上、受け付けます。
3	審査	確認することが適当な建築物であるか関係法令等により審査します。なお、期間内に申請書の記載によっては関係法令等に適合しているかどうか決定できない場合、申請者に建築基準法第6条第7項の通知をします。
4	求同意 (同意)	建築基準法第93条に基づき、所轄の消防署に同意を求めます(防火地域、準防火地域の指定のない地域内の一定の建築物は通知)。
5	通知	消防署では建築物の防火に関する審査を行い、支障のないものは同意します。
6	確認	建築主事は確認することが適当な建築物であるか関係法令等により確認を行います。
7	確認済証 発行	確認済証を作成し、確認申請台帳等に記載します。
8	交付	申請者に確認済証を交付します。